

自転車等駐車器具の

占用について（その1）

道路局路政課道路利用調整室

（買ったばかりのズボンが破れて、膝から血を流しながら出勤してきた大野係員）

坂上係員

ちよつとつと!! どうしたのそのズボン?
膝から血まで出てるじゃない。すぐに手当てしなくちゃ。

大野係員

えーん。せつかく冬のボーナスで買ったばかりだったのに…。またやつちやいました。

坂上係員

そう言えば前にもこんなことがあったわね。相変わらず遅刻しそうになって、慌てて走ってケガでもしたんでしょ。ズボンを気にする前に、まずはケガの方を心配しなさいよ。まったくすごい血よ。

大野係員

実は、フリーマガジンを見ながら駅まで歩い

勤通学者が多いから危険よね。

渡邊課長

二人とも新年明けましておめでとう。今年も大いに頑張ってくれよ。

坂上係員・大野係員

課長明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

渡邊課長

ところで大野君、どうしたんだねその傷は。新年早々災難だったようだね。坂上さん早く手当てしてあげて。

.....

（手当てから戻ってきた二人から事情を聞いて）
渡邊課長

私も放置自転車には本当に迷惑しているよ。内閣府が各都道府県の市や三大都市圏の町村の駅周辺を対象として実施した調査結果（※）によると、平成一七年における駅周辺の放置自転車台数は約三万七、〇〇〇台もあって、放置自転車対策は喫緊の課題になっているんだよ。

大野係員

そう言えば、平成一七年の道路法施行令の改正により、道路に接する自転車駐車場に加えて、道路上の自転車駐車場を道路附属物として位置

付けましたよね。

坂上係員

大野君すごいわ。よく覚えていたわね。じゃあ、ついでに聞くけれど、最近も道路法施行令の改正が行われたのは知っているかな？

大野係員

当然ですよ。バカにしないで下さい。課長がおっしゃったように、道路上の放置自転車問題が喫緊の課題となっていることから、道路管理者以外の者が占用として自転車駐車を整備することが今年の一月四日から可能となりました。また、原動機付自転車や二輪自動車についても近年普及が進む一方でその駐車場不足により、違法駐車が問題となっていることから同様に駐車場を整備することが可能となりました。

坂上係員

そうね。よく勉強しているわ。ただちょっと待って。今、自転車駐車場と言ったわよね？条文上はどうなっているかな？

大野係員

えーと。(条文を見つけて) あっ!! 「道路の区域内の地面に設ける自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具」となってます。何だかややこしいな。僕はつきり自転車駐車場だと思ってました。

道路法施行令

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一〜七(略)

八 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(側車付きのものを除く。以下単に「原動機付自転車」という。)、又は同法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第六号に掲げる施設に設けるものを除く。)

九・十(略)

坂上係員

そうね。道路附属物の方は、確かに「自転車駐車場」となっているから非常に間違いやすいところよね。

大野係員

どうしてこんな書き方になっているんですか？

坂上係員

……。(やっぱりそう来たか) ちよ、ちよっと待ってね…。

渡邊課長

なかなか難しいところだね。そもそも道路を占用するというのはどういう状態のことを言うのかな？

大野係員

道路法第三十二条には、「工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする」とありますので、少なくとも何か物が置かれた状態ということだと思います。

道路法

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一〜七(略)

2〜5(略)

渡邊課長

そうだね。では、自転車駐車場っていうところ、ういうものを想像するかな？

大野係員

えーと。ラックや柵があったりして、そこに自転車を駐車するというような…。あっ、駐車の線を引いただけのものも見たことがあります。

渡邊課長

いいところに気が付いたね。何も物を置かないで、線だけ引いて、ここは駐車場ですなんていうのもあるよね。もし、そんな申請が来たらどうする？

坂上係員

何も物を設けないということは、そもそも占用許可の対象とならないのではないのでしょうか。

大野係員

(出しゃばつてきて何だよ...) 占用許可申請である以上、ラックなどを設けることが前提となりますし、歩行者等の安全で円滑な通行を妨げないためにも、歩行空間と駐車空間を明確に区分するための柵なども設けるよう指導すべきではないでしょうか。そっか、だから駐車場とせずに、ラック、つまり車輪止め装置などの物件を規定したのですね。

渡邊課長

その通りだね。その他の器具としては、柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機などが考えられるね。補足すると、高架の道路の路面下に駐車場を設ける場合には、通常、舗装などをするから駐車場と規定できるんだ。歩道上はこれ以上舗装する必要はないからね。また、高架の道路の路面下にラック等を設ける場合とを区

別するために、末尾で第六号に掲げる施設を除いていたり、冒頭で道路の区域内の地面に設けると規定することにより、第七号に掲げる施設と区別しているんだ。

大野係員

なるほど。とても勉強になりました。

坂上係員

(私も実はよく分からなかったんだ。ついでに聞けてラッキー...) 課長、ついでと言っては申し訳ないんですが、ちょっと教えていただきたいことがあるのですが。

渡邊課長

坂上さんは勉強熱心だね。でもゴメン。これから会議があるんだ。終わったらでいいかな。

坂上係員

分かりました。では、後程よろしくお願います。

大野係員

(うっ、僕も質問考えておかなかちゃ...)。

※：内閣府が隔年おきに実施している各都道府県(沖縄県を除く。)の市、東京都特別区及び三大都市圏(東京駅から概ね半径五〇km、名古屋駅から概ね半径四〇km、大阪駅から概ね半径五〇km)の町村(全八一六一市区町村)の駅周辺を対象として実施している「駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果」(平成一七年一〇月一日現在)。

(次号につづく)